

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 6 月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第47号

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則（昭和62年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2～5 略 6 この規則において「 <u>所得税額</u> 」とは、被措置者等又は扶養義務者の所得について、 <u>所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用して算出される所得税の額（所得税法又は租税特別措置法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。）をいう。</u>  7 この規則において「 <u>市町村民税の所得割額</u> 」とは、被措置者等又は扶養義務者の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額（同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては当該減免前の額とする。）をいう。  8 略 9 略 10 略  (措置費等の徴収)	(定義) 第2条 略 2～5 略 6 この規則において「 <u>所得税額等</u> 」とは、被措置者等又は扶養義務者の基準年の分の所得税額（所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定により計算された所得税の額をいい、所得税法又は租税特別措置法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては、当該控除前の額とする。以下同じ。）及び基準年度の分の市町村民税の所得割額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいい、同法の規定による控除のうち知事が別に定めるものが行われる場合にあっては当該控除前の額とし、同法第323条の規定による市町村民税の減免が行われる場合にあっては当該所得割の額から当該減免額を控除した額とする。以下同じ。）をいう。  7 略 8 略 9 略  (措置費等の徴収)

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）	略	別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額
2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施（国の設置する助産施設への入所を除く。）		別表第2の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額
3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）		別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額
4 母子保健法第20条第1項の措置		別表第4の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、同表の第3欄に定める額

2及び3 略

（所得税額等の申告）

第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、基準年の分の所得税額、基準年度の分の市町

第3条 総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額（その額が県支弁月額を超えるときは、当該県支弁月額）を徴収するものとする。ただし、県支弁月額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1 児童福祉法第20条第1項の措置（同条第2項の医療に係るものに限る。）	略	別表第1の第1欄及び第2欄に掲げる <u>所得税額等による</u> 区分に応じ、同表の第3欄に定める額
2 児童福祉法第22条第1項の助産の実施（国の設置する助産施設への入所を除く。）		別表第2の第1欄及び第2欄に掲げる <u>所得税額等による</u> 区分に応じ、同表の第3欄に定める額
3 児童福祉法第23条第1項の母子保護の実施又は同法第27条第1項第3号若しくは第2項の措置（国の設置する児童福祉施設への入所を除く。）		別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる <u>所得税額等による</u> 区分に応じ、同表の第3欄に定める額
4 母子保健法第20条第1項の措置		別表第4の第1欄及び第2欄に掲げる <u>所得税額等による</u> 区分に応じ、同表の第3欄に定める額

2及び3 略

（所得税額等の申告）

第4条 被措置者等及び扶養義務者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等（前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。）がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度6月20日までに、所得税額等を所得税額等申告書（様式第1

村民税の額等を所得税額等申告書（様式第1号）により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

2 略

様式第1号（第4条関係）

所得税額等申告書

職氏名 様

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、基準年の分の所得税額、基準年度の分の市町村民税の額等について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住所

氏名 ㊦

略

注1～3 略

4 所得、税額、控除額及び減免額を証する書類として福祉保健部長が別に定めるものを添付すること。

号)により総合事務所長、福祉相談センター所長又は児童相談所長に申告しなければならない。

2 略

様式第1号（第4条関係）

所得税額等申告書

職氏名 様

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則第4条第1項の規定により、所得税額等について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住所

氏名 ㊦

略

注1～3 略

4 税額、控除額及び減免額を確認することのできる書類を添付すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の規定は、この規則の施行の日以降に行う同規則第2条第1項に規定する施設入所措置等に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた同項に規定する施設入所措置等に係る費用の徴収については、なお従前の例による。